

紀宝町集中改革プラン  
(平成18年度～21年度)

紀宝町

## 目 次

I	基本的な考え方	1
1.	背景	1
2.	合併後の経緯	1
3.	推進期間	1
4.	推進体制	2
5.	進行管理等	2
	行政改革推進フロー図	3
6.	紀宝町集中改革プランの策定	4
7.	紀宝町集中改革プランの目指すもの	4
II	紀宝町集中改革プラン（平成18～21年度）の基本項目	5
1.	事務事業の見直しによる効果的な行政運営	5
2.	時代に即応した組織、機構の見直し	6
3.	定数管理及び職員の能力開発等の推進	6
4.	行政の情報化の推進等による行政サービスの向上	7
5.	公共施設の管理運営	7
III	紀宝町集中改革プラン（平成18～21年度）の実施計画	9
1.	取組の内容	9

# I 基本的な考え方

## 1. 背景

当町は旧紀宝町と旧鵜殿村の合併により平成18年1月10日新紀宝町として発足いたしました。しかし地方自治体を取り巻く財政状況は依然として非常に厳しく、当紀宝町においても事務事業の見直しを含め効果的な行政運営により対処していかなければなりません。

そのためには、地域の活性化を促進し、活力ある町づくりを目指し新しい時代における住民との協働をより重視する行政体制を構築し無駄を省いた健全な財政体制を構築する必要があります。

## 2. 合併後の経緯

平成18年1月10日合併（旧町村名称：紀宝町、鵜殿村）、本庁舎（総務課、環境衛生課、税務住民課、出納室、福祉課、教育委員会、企画調整課、まちづくり対策課、防災対策課、議会事務局）10部署、分庁舎（住民サービス課、建設課、農林水産課）3部署、保健センター（健康づくり推進課）1部署、相野谷診療所、水道課、の16部署により新町体制発足、平成18年7月1日機構改革により「まちづくり対策課」「防災対策課」がそれぞれ企画調整課、総務課に統合され、「農林水産課」「建設課」が統合され「産業建設課」となった。

## 3. 推進期間

推進期間は、平成18年度から平成21年度までとします。

## 4. 推進体制

各実施プランの推進と連動し、主管課を中心とした積極的で効果的な推進体制を確立します。また、必要に応じて組織の枠を越えた検討体制や推進に取り組むものとしします。

## 5. 進行管理等

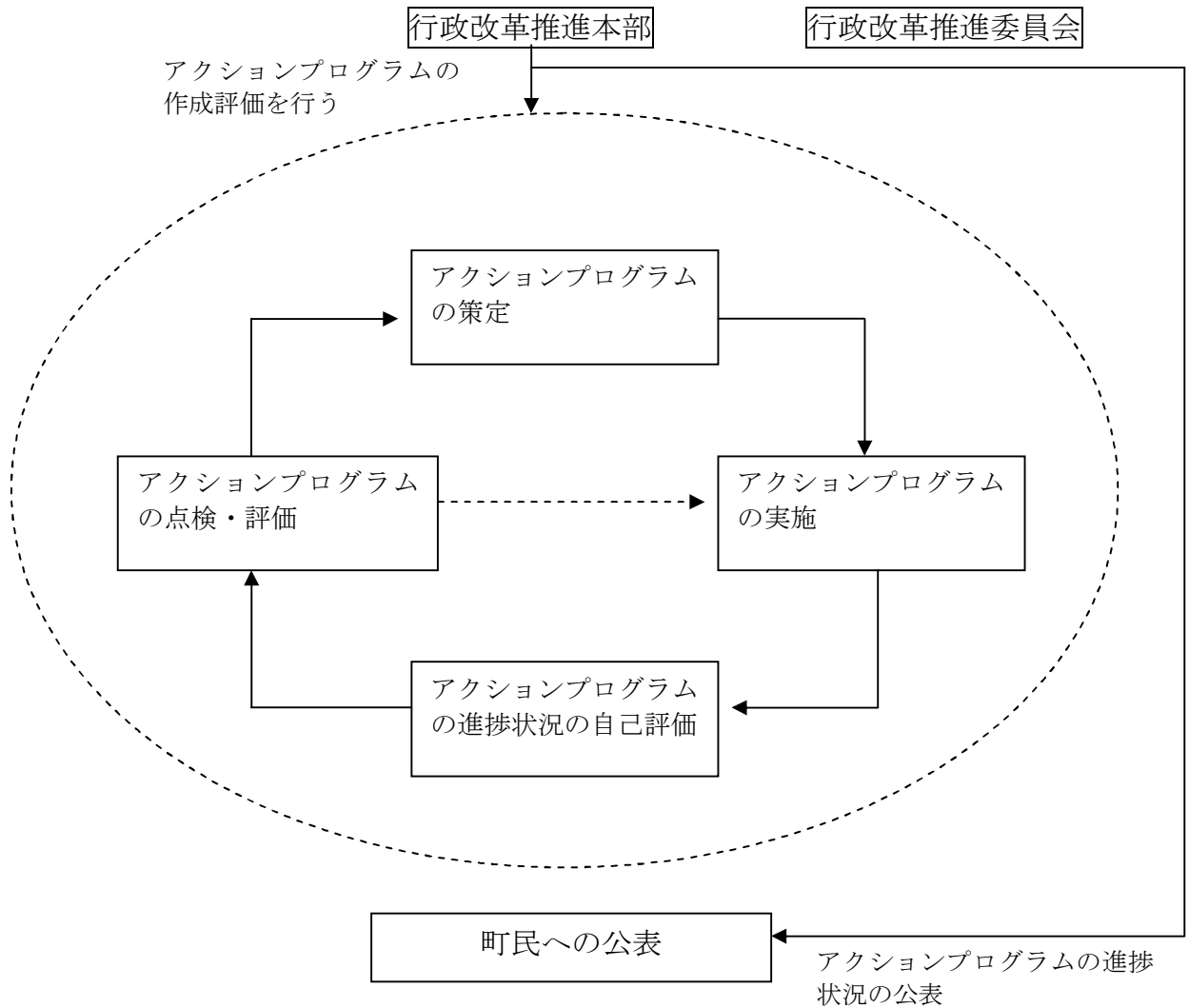
### (1) 進行管理

行政改革推進本部を設置し、計画の効果的な進行管理を行います。進行管理にあたっては、点検と計画の見直しを含めた現実的で実行性のある取り組みを行います。

### (2) 公表と意見聴取

本計画の進捗状況について、ホームページや広報紙等により、わかりやすく効果的に公表します。また、計画及び進行について幅広く意見を求め、効果的な進行管理を行います。

# 【行政改革推進フロー図】



- 【アクションプログラムの主な取組】
- ◎ 職員数の削減に伴う人件費の削減
  - ◎ 時間外勤務の抑制
  - ◎ 諸手当の見直し
  - ◎ 民間団体への補助金の見直し
  - ◎ 行政評価システムの導入
  - ◎ 平成二十一年度までの財政計画の策定
  - ◎ 町税等収納体制の強化
  - ◎ 公用車の管理運営の見直し
  - ◎ 適正な定員管理の推進
  - ◎ 職員意識の高揚
  - ◎ 職員の人材育成
  - ◎ 電子自治体の構築
  - ◎ 財産の管理及び有効活用

## 6. 紀宝町集中改革プランの策定

総務省は、平成17年3月29日付けで全国の地方公共団体に対して、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示し、計画的な行財政改革の推進と説明責任の確保を図るため、平成17年度を起点として平成21年度までの5年間の計画期間とする集中改革プランを策定し、公表することを求めています。

紀宝町にあたっては、18年1月10日に合併し新町として新たな目標について、各課から行政改革アクションプログラム個別計画表の提出を受け、新規事項等について検討し、紀宝町集中改革プランとして平成18年度から平成21年度までの4年間を見通した町全体としての行政改革の取り組みに関する再構築を図ります。

## 7. 紀宝町集中改革プランの目指すもの

少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国地方を通じた厳しい財政状況の中、地方公共団体を中心となって、住民の負担と選択に基づきそれぞれの地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があります。

このような状況の中で、NPO活動等の活発化など公共的サービスの提供は住民自らが担うという認識をひろげ、行政直営で主として提供するという形態から、将来は、行政の直営を中心としつつ、民間事業者への外部委託やNPO等との町民協働など民間との連携による公共サービスの提供が行われることを目指します。

## Ⅱ 紀宝町集中改革プラン（平成18～21年度）の 基本項目

### 1. 事務事業の見直しによる効果的な行政運営

#### (1) 行財政運営の改善

- ① 職員数の削減に伴う人件費の削減  
人件費の削減に努め、その業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう努めます。
- ② 諸手当の見直し  
諸手当の見直しを図り、健全な財政運営に努めます。
- ③ 組織・機構の連帯強化  
事務の効率化と住民サービスの向上を目的とし、組織・機構相互の連帯強化を推進します。
- ④ 公共施設の統廃合  
行政コストの低減と効率性の向上を図るため、将来を見据えた公共施設の統廃合を検討します。
- ⑤ 民間団体への補助金等の見直し  
負担金・補助金等については、必要性を検討し整理合理化に努めます。
- ⑥ 平成21年度までの財政計画の策定  
平成21年度までの財政計画を策定し効果的な財政運営に努めます。
- ⑦ 公用車の管理運営の見直し  
車両更新計画を策定し、公用車の適正な管理を行うことにより維持経費の削減を図ります。
- ⑧ 行政評価システムの導入による効果的な政策の推進  
各年度行政評価により事務・事業の見直しを図り、実施計画に反映させ、新年度予算の参考資料とすることにより、より効果的な政策を推進します。
- ⑨ 出張所の統廃合  
平成21年度までに井田支所、相野谷支所、分庁舎を廃止し、経費の削減に努めます。

## (2) 町税等の収納体制の強化

### ① 口座振替納付の推進

口座振替を推進するため、納付書への口座振替依頼書の添付及び口座振替推進用チラシの同封、滞納整理時等に口座振替の推進を図ります。

口座振替による納付は、現在 48.3%であり、60.0%を目標に取り組み徴収率の向上に努めます。

### ② 滞納整理体制の整備

滞納整理体制を強化し、税の公平性を図ります。

## 2. 時代に即応した組織、機構の見直し

### (1) 自主組織の育成

#### ① 自治意識の高揚

講演会や研修会などを通じて住民自治を再確認し、意識の高揚を図り、区・自治会等の活動を側面的に支援するとともに各団体との連携を図ります。

#### ② 地域内自治の推進

住民自治による地域づくりを支援し、行政との協働によるまちづくりを促進するため、住民自治組織の育成に努めます。

### (2) 民間活力の導入

#### ① 各施設等についての管理・運営

民間委託についての可能性を検討し、指定管理者制度等の導入について検討します。

## 3. 定数管理及び職員の能力開発等の推進

### (1) 適正な定員管理の推進

#### ① 定員適正化計画の策定

平成21年度までに職員数 129人を目標に21.3%軽減を図ります。

#### ② 組織・体制の見直し



将来の組織のフラット化に向けた組織・機構の検討を引き続き行っていきます。

③ 職員数の適正化に伴う時間外勤務の抑制

各課において、職員数の適正化を行い時間外勤務を抑制し、職員の健康管理を図り、時間外手当の縮減を図ります。

(2) 男女共同参画の推進

① 男女共同参画の推進

男女による配属の固定化を是正し、持っている能力を十分発揮できるように、積極的な人員配置や職域拡大を図ります。

審議会、委員会への女性登用の推進を図ります。

(3) 職員の人材育成

① 職員研修の充実と自治体職員としてのプロ意識の向上

高い意識と能力を備えた職員を育成するため、職員研修体系を見直すとともに、時代に即応した研修により、電子自治体や地方分権に対応する政策形成能力や専門能力の向上を図ります。

② 職員意識の高揚

職員意識の高揚を図るため各研修会を開催し積極的な参加を勧めていきます。

## 4. 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上

(1) 電子自治体の構築

① 電子自治体推進計画

ITの利便性を最大限活用し、行政の簡素・効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現するために電子自治体推進計画を策定します。

② 情報の共有化及びペーパーレス化

一人1台のパソコン体制を踏まえ、庁内メールを有効活用した情報の共有化を推進し、ペーパーレス化を図ります。

## 5. 公共施設の管理運営

### (1) 財産の管理及び有効活用

#### ① 町有財産の適正管理及び遊休地の処分

普通財産の有効活用及び処分について検討します。

### (2) 公共施設の管理・運営

#### ① 指定管理者制度の更なる対応を検討

現在当町の各施設については指定管理者制度を導入していますが、制度を導入されていない施設について、指定管理者制度の導入を検討します。

### Ⅲ紀宝町集中改革プラン（平成18～21年度）の実 施計画

#### 1. 取組み内容

- (1) 健全な財政運営
  - ①収入の確保
    - ・町税等収納体制の強化
  - ②支出の抑制
    - ・職員数の削減に伴う人件費の削減
    - ・時間外勤務の抑制に伴う支出の抑制
  - ③受益者負担の適正化
  - ④補助金の見直し
    - ・民間団体への補助金の見直しの実施
  - ⑤諸手当の見直し
  - ⑥平成21年度までの財政運営の見直し
  - ⑦財産の管理及び有効活用
  
- (2) 効率的な組織・機構の編成
  - ①組織拡大の抑制
  - ②わかりやすい組織体制
  - ③時間外勤務の抑制
  - ④行政評価システムの導入
  
- (3) 効率的な事務事業の推進
  - ①各事務事業の改善推進
  - ②施設の統廃合・複合化
  - ③効率的な民間委託等
  
- (4) 定数管理・給与の適正化及び人材育成
  - ①職員定員の適正化の推進
    - ・適正な定数管理の推進
  - ②給与制度の適正化の推進
  - ③人材育成
  - ④職員意識の高揚

(5) 情報化の推進による行政サービスの向上

- ①わかりやすい窓口へ
- ②インターネットを活用した情報提供の充実
  - ・電子自治体の構築

(6) 地域協働の推進・公正の確保と透明性の向上

- ①町民参画と地域との協働に向けた環境づくり
- ②行政手続の明確化
- ③情報提供・公開の推進